



小売販売業の 皆さまへ

米トレーサビリティ制度※への
ご理解と適正な取組をお願いします。

米トレーサビリティ制度※の目的

- 生産から販売・提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動をわかるようにすることです。
- 問題が発生した場合などに流通ルートを速やかに特定でき、事業者にとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

※「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

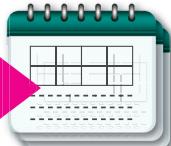
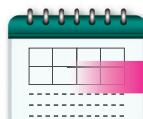


小売販売業の皆さまも取組が必要です。



伝票を受領

米・米加工品を入荷した際には、
伝票等（納品書など）を受領するか、
取引記録を作成してください。



受領

保存
(3年間)



3年間保存

受領した伝票や、作成した記録等は
3年間保存してください。



産地を伝達

米・米加工品を販売する際には、
米または米加工品の原料米の産地を、
消費者に伝えてください。

この法律により、小売販売業の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、
同様の取組を行わなければならないことになっています。